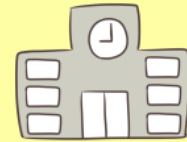


どの子ども、みんなが生き生きと園生活・学校生活を送るために

2018年5月版

これって いじめ？

- あの子が あいさつをしても 返さない
- あの子が いやがっているあだ名を 何度も言う
- あの子が 発言すると クラスの子が 笑う
- あの子の 物を わざとかくしたり 捨てたりする
- あの子に 係の仕事などを おしつける
- あの子を たたいたり おしたりする



園、校で…

- あの子のことを ネットに 書き込む
- あの子のことを SNSグループから 外す
- あの子の 写真を ネットに貼る（ネットで見せる）
- あの子を ゲームの中で 仲間外れにする



ネットで…

「ちょっと待って！」これってすべて「いじめ」につながるかもしれないね。
いじめは・・・いつ、どこで、だれに・・・場所や時間に関係なく起こります。

悪いのはいじめをしたその人であって「いじめられる方が悪い」というのは「いじめる側の考え」でしかありません。
「絶対にいじめをしない。百パーセントいじめをやめる」と心に決めて下さい。

いじめかどうかを決めるのは、いじめられている本人です。

「わたしたちは、絶対に、“いじめ”を許しません！」

学校は、「学校いじめ防止基本方針」に則り、地域の関係機関（教育委員会、児童相談所、警察 etc）と、連携を図りながら、いじめられている児童生徒を守ります！

「たすけて！」が言える 子ども相談専用電話 ※毎日 午後1時～午後9時
『こどもほっとダイヤル』 0800-200-2555（電話代はかかりません）

「権利侵害！？相談のります」 ※受付→午後2時～午後4時（土・日・祝日を除く）
町民課から権利擁護委員へおつなぎします。 電話86-2806